6）本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成29年３月17日付け国地契第87号、国官技第317号、国北予第39号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

なお、本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとする。

7）本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者を配置することができる試行工事である。なお、このような配置予定技術者のことを、専任指導者という。

8）本工事は、週休２日の取り組みを希望することができる工事（受注者希望方式：標準型）の試行工事である。

9）本工事は、建設現場におけるイノベーションを推進するため、発注時に研究開発段階にある新技術の現場実証等を技術提案として求める新技術導入促進（Ⅱ）型総合評価落札方式の試行工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成31・32年度一般競争参加資格者で鋼橋上部工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成15年度以降に元請けとして完成した製作及び架設工事で、下記①から④の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあっては全ての構成員が下記の施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

①　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

②　橋梁形式がトラス橋、アーチ系橋梁斜張橋又は吊り橋の鋼橋であること。

③　最大支間長が75m以上であること。

④　架設工法が、下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法（クローラクレーン含む）

・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）

ただし、①から④は同一工事であること。

⑸　国土交通省地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）発注の平成28、29年度に完成した鋼橋上部工事の工事成績表定点で60点未満を２件以上有しないものであること。

⑹　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。

ただし、配置予定の主任（監理）技術者は、現場施工期間中に専任で配置できること。また、配置予定の主任（監理）技術者は、工場製作期間と現場施工期間において同一の技術者でなくてもよいが、同一の技術者でない場合は、それぞれの技術者が基準を満たすこと。ただし、工場製作期間の技術者は、下記２）の施工経験は必要としない。

なお、本工事における現場施工期間は、平成31年９月から11月、平成32年４月から11月、平成33年４月から６月を予定している。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成15年度以降に、元請けとして完成した上記⑷に掲げる要件を満たす架設工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑷に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）前記１）の資格及び２）の施工経験を有する専任指導者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は下記⒜又は⒝の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が下記⒜又は⒝に掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。

⒜　前記２）の要件を満たす者。

⒝　平成25年度以降に、国土交通省の北陸を含む８地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事の主任（監理）技術者もしくは現場代理人としての施工経験があること。ただし、契約工期（技術者の配置が不要な期間を除き、土曜日、日曜日、その他休日を含む）の１／２以上に従事していること。

また、当該施工経験の工事の評定点合計が65点未満のものを除く。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記５⑶１）の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものを対象とする。）。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　総合評価に係る技術提案が適正であること。

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

⒜　品質確保の実効性

⒝　施工体制確保の確実性

２）技術提案

⒜　鋼橋の確実な架設に関する工夫について

⒝　製作時又は架設時における画像解析等を活用した品質管理の省人化手法について

⒞　配置予定技術者のヒアリング

・技術提案の理解度

・施工上配慮すべき事項の適切性